

個別専門相談日のご案内

商工会では、下記の日程により無料で専門個別相談を行いますので、この機会にぜひご利用ください。

| テーマ | 日時 | 相談員 | 内容 | 場所 |
|---------|---------------------|----------------------------------|--|-------------|
| 税務・経理相談 | 2月4日(水) 午後1時～4時 | 畑中啓三 税理士 | 日々の記帳から決算まで税務・経理等に関するあらゆる相談 | 豊能町 商工会館 |
| 登記・法律相談 | 2月9日(月) 午後1時～4時 | 青山昌仁 司法書士 | 会社の設立・増資、不動産の登記等に関する相談、債権回収等に伴う法律相談 | |
| 経営相談 | 2月12日(木) 午後1時～4時 | 黒野秀樹 中小企業診断士 | 新たに事業を始めたい、今の事業を見直したい等をはじめ、経営に関するあらゆる相談 | |
| 事業承継相談 | 2月16日(月) 午後1時～3時 | 大阪府事業承継・ 引継ぎ支援 センター 担当者 | 事業を後継者に継がせたい。後継者がいないので、自社を他の企業に譲渡したい等。事業承継に関するあらゆる相談 | |
| 金融相談 | 2月17日(火) 午後1時～3時 | 日本政策金融公庫 融資担当者 | 事業資金融資に関する相談 | |
| 労務相談 | 2月19日(木) 午後2時～4時 | 森啓治郎 特定社会保険 労務士 | 従業員の採用・定着・退職・解雇に係る諸問題、社会保険・労働保険など労務に関する相談 | |

* ご相談希望の方は、電話・ファックスまたはメールで、事前に下記までご連絡下さい。

相談申込書

ご記入頂いた個人情報は、本講習会の実施運営のために利用いたします。

| | |
|---------------------------------|---|
| 氏名： 事業所名： 住所：豊能町 電話番号： | テーマ名： 希望時間帯（30分～1時間単位でお願いします） ： ～ ： |
|---------------------------------|---|

豊能町商工会

大阪府豊能郡豊能町余野1008

Tel.072-739-1647 Fax.072-739-2285

所得税・消費税の確定申告のご相談は、商工会へ

今年も、個人事業者の所得税・消費税の確定申告が近づいてきました。申告納付期限は、所得税は2月16日（月）から3月16日（月）まで、消費税は3月31日（火）までです。

商工会では、下記日程により税理士による窓口（個別）相談を実施しますのでぜひご利用下さい。

| | 日程 | 受付時間 | 会場 |
|--------------------|----------|-------------|-------------|
| 所得税・消費税の 確定申告相談 | 2月18日（水） | 10:00～11:30 | 豊能町 商工会館 |
| | 2月26日（木） | | |
| | 3月6日（金） | 13:00～15:30 | |
| | 3月10日（火） | | |
| 消費税の確定申告相談 | 3月23日（月） | 13:00～15:30 | |

申告手続きなどには、マイナンバーカードが必要となります。

令和6年分の申告書をe-Taxや国税庁HP確定申告書等作成コーナープログラム等を利用して行った方には確定申告書にかえて「令和7年分 確定申告のお知らせ」のハガキが送付されています。

これには、納税者番号、予定納税額等、申告に必要な情報が記載されていますので、確定申告時に必ずご持参下さい。

また、確定申告関係書類が必要な方は、商工会に備え付けていますのでご利用下さい。

税務署では、税務行政のデジタル化における国税に関する手続等の見直しの一環として、令和7年1月から、確定申告書等の提出の際に、申告書等の控えに収受日付印の押なつを行いません。

金融機関に提出するなど提出の証明が必要な方は、マイナンバーカードでe-Taxの申告が必要です。

納税について

| | 現金納付 | 振替納税 |
|-----|----------|----------|
| 所得税 | 3月16日（月） | 4月23日（木） |
| 消費税 | 3月31日（火） | 4月30日（木） |

所得税の延納について

確定申告により納付する税金の2分の1以上の金額を3月16日までに納付すれば（振替納税利用の場合は、振替日に振替納付することで）残りの額を6月1日（月）まで延納することができます。

消費税については、延納制度はありません。

マル経融資に「貸上げ貸付利率特例制度」が新設されました

自社従業員の貸上げに取り組む方に利用いただける「貸上げ貸付利率特例制度」が創設され、雇用者給与等支給額の総額が最近の決算期と比較して2.5%以上増加する見込みがある場合、貸付日から2年間の貸付利率を0.5%低減されます。

雇用者には、パート、アルバイトおよび日雇い労働者を含めますが、法人の役員および個人事業主の家族従業員は含めません。

融資限度額：2,000万円

返済期間：運転資金10年以内 設備資金10年以内

利率：2.3%（当初2年間、▲0.5%引下げ）

上記に関する詳しい内容は、商工会までお問合せ下さい。

豊能町商工会
大阪府豊能郡豊能町余野1008

Tel. 072-739-1647 Fax. 072-739-2285

Mail toyono@gold.ocn.ne.jp web <http://toyono-sci.com/>



商工会公式CM